

## 建設関連業務委託契約における前金払及び部分払制度の導入について

このことについて、下記のとおり前金払及び部分払制度を導入しますので通知します。

### 記

#### 1 導入の理由

奥州市が発注する建設関連業務の適正な管理運営に資すること目的として導入します。

#### 2 対象業務

奥州市が発注する建設関連業務として設計金額 50 万円（税込み）以上の業務

#### 3 制度の概要

##### (1) 前金払について

###### ア 概要

受注者は、保証事業会社と、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託することにより前金払を請求することができます。

###### イ 前払金額

業務委託料の 10 分の 4 以内の金額。

###### ウ 前払金の使用

業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（受注業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。

##### (2) 部分払について

###### ア 概要

受注者は、受注業務の全てを完了する前に、受注者が既に業務を完了した部分についての確認を発注者に請求した場合は、設計図書に定めるところにより出来形検査を行い、履行が適正と認められた場合は、契約で定めるところにより部分払を請求することができます。

###### イ 部分払金額

既に業務を完了した部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の金額。

#### 4 施行時期

平成 29 年 7 月 1 日以降の公告に付し、契約を締結するものから適用します。